

第 1 1 3 号議案

足立区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

足立区公衆浴場法施行条例（平成 2 4 年足立区条例第 1 6 号）の一部
を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 7 号に次のように加える。

キ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。

第 4 条第 1 項第 3 4 号中「換水すること。」を「換水して浴槽を清掃すること。ただし、規則で定める場合には、1 週間に 1 回以上換水して浴槽を清掃すること。」に改め、同項第 3 5 号中「温泉法（昭和 2 3 年法律第 1 2 5 号）第 2 条第 1 項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽」に改め、同号ア中「行うこと。」を「行い、ぬめり等の汚れを除去すること。」に改め、同項第 3 6 号エただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改め、同項第 4 1 号を同項第 4 2 号とし、同項第 4 0 号中「1 0 歳以上」を「7 歳以上」に改め、同号を同項第 4 1 号とし、同項第 3 9 号中「手ぬぐい」を「タオル」に改め、同号を同項第 4 0 号とし、同項第 3 8 号を同項第 3 9 号とし、同項第 3 7 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 3 8 号とし、同項第 3 6 号の次に次の 1 号を加える。

（3 7） 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消

毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

第4条第2項第1号ア中「第41号まで」を「第42号まで」に改め、同号チ中「日出時まで」を「午前6時まで」に改め、同項第2号ア中「第41号まで」を「第42号まで」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定により、公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第4条第1項第17号キの規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

(提案理由)

公衆浴場における衛生等管理要領の改正に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。